

専門委員会規程 新旧対照表

R3. 4. 3

改 正 案	現 行
<p>第1条 秋田県小学生バレーボール連盟(以下「<u>県小連</u>という。)規約第18条第2項の規定に基づき、各専門委員会の組織および業務分掌等を次のとおり定める。</p> <p>(1)～(5) 削除</p> <p>第2条 各委員会は、委員長1名、副委員長、委員若干名をもって組織する。</p> <p>第3条 委員長は、常任理事会の推薦により、会長が委嘱する。ただし、委員長は常任理事の中から選ばなければならない。</p> <p>第4条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とする。</p> <p>第5条 委員長は、各委員会を代表して、その職務の遂行に責任を負う。委員長に事故あるときは副委員長が代行する。</p> <p>第6条 各委員会の委員長は、それぞれ委員会<u>の会議を招集し、業務を処理</u>する。</p> <p>第7条 <u>各委員長は、各会議の終了後、速やかにその内容を理事長に報告するものとする。</u></p> <p>第8条 各委員会の<u>業務</u>分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>2 総務委員会</u></p> <p>(1) 諸会議の準備、運営に関すること。</p> <p>(2) <u>県小連が主催若しくは主管する大会の開催にかかわる手続きおよび準備並びに大会運営全般およびその記録に関すること。</u></p> <p>(3) <u>庶務並びに連盟の組織および運営に関すること。</u></p> <p>(4) <u>JVAメンバー制度登録システム(以下「MRS」</u></p>	<p>第1条 秋田県小学生バレーボール連盟規約第18条の規定により、<u>連盟に次の専門委員会を置く。</u></p> <p><u>(1) 総務委員会</u></p> <p><u>(2) 指導普及委員会</u></p> <p><u>(3) 競技委員会</u></p> <p><u>(4) 審判委員会</u></p> <p><u>(5) 倫理委員会</u></p> <p>第2条 各委員会は、委員長1名、副委員長、委員若干名をもって組織する。</p> <p>第3条 委員長は、常任理事会の推薦により、会長が委嘱する。ただし、委員長は常任理事の中から選ばなければならない。</p> <p>第4条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とする。</p> <p>第5条 委員長は、各委員会を代表して、その職務の遂行に責任を負う。委員長に事故あるときは副委員長が代行する。</p> <p>第6条 各委員会は、それぞれ委員会<u>を開いて常務を処理する。各委員会は委員長が召集する。</u></p> <p>第7条 <u>各委員会は会議終了後、理事長に報告するものとする。</u></p> <p>第8条 各委員会の<u>常務</u>分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務委員会</p> <p>(1) 諸会議の準備、運営に関すること。</p> <p>(2) <u>諸大会の開催事務手続き、および大会記録の整理保存</u></p> <p>(3) <u>庶務に関すること。</u></p> <p>(4) <u>連盟の組織および運営に関すること。</u></p> <p>(5) <u>JVA個人管理システム(JVA-MRS)と登録</u></p>

<p><u>という。)および加盟登録に関すること。</u></p> <p><u>(5) 規約、規程等の整備検討に関すること。</u></p> <p>(6) 渉外に関すること。</p> <p>(7) 各委員会の連絡調整に関すること。</p> <p><u>(8) その他、他の委員会の所管に属さないこと。</u></p> <p><u>(9) 感染症対策等への対策に関すること。</u></p> <p>3 指導普及委員会</p> <p>(1) バレーボールの指導普及、宣伝に関すること。</p> <p>(2) JVAゴールドプランプログラムの協力体制に関すること。</p> <p>(3) 幼児期から小学低学年生にバレーボールに親しむ機会をつくること。</p> <p>4 競技委員会</p> <p><u>(1) 県小連が主催若しくは主管する大会の組み合わせおよび抽選並びに競技運営およびその準備に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(2) 用具・設備の管理に関すること。</p> <p>(3) 競技規則の研究および指導に関すること。</p> <p>(4)～(5) 削除</p> <p>5 審判委員会</p> <p><u>(1) 県小連が主催若しくは主管する大会の審判および</u> <u>その準備に関すること。</u></p> <p>(2) 審判員の技術向上に関すること。</p> <p>(3) 公認審判員の取得に関すること。</p> <p>(4) 審判講習会の開催に関すること。</p> <p>(5) 削除</p> <p>6 倫理委員会</p> <p><u>(1) 違反行為並びに違反行為者等に対する調査および</u> <u>処分に関すること。</u></p> <p><u>(2) 日本小学生バレーボール連盟への違反行為にかか</u> <u>る報告に関すること。</u></p> <p><u>(3) 東北小学生バレーボール連盟との違反行為にかか</u> <u>る連携に関すること。</u></p> <p>(4) 削除</p> <p>附 則 この規程は、平成14年4月7日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成28年4月5日から施行する。(修正 および改正)</p>	<p><u>に関すること。</u></p> <p>(6) 渉外に関すること。</p> <p>(7) 各委員会の連絡調整に関すること。</p> <p>指導普及委員会</p> <p>(1) バレーボールの指導普及、宣伝に関すること。</p> <p>(2) JVAゴールドプランプログラムの協力体制に関する こと。</p> <p>(3) 幼児期から小学低学年生にバレーボールに親しむ 機会をつくること。</p> <p>競技委員会</p> <p>(1) <u>諸大会の準備、運営</u>に関すること。</p> <p>(2) 用具・設備の管理に関すること。</p> <p>(3) 競技規則の研究および指導に関すること。</p> <p><u>(4) 登録に関すること。</u></p> <p><u>(5) その他の事項については競技運営要綱による。</u></p> <p>審判委員会</p> <p>(1) <u>諸大会の審判</u>に関すること。</p> <p>(2) 審判員の技術向上に関すること。</p> <p>(3) 公認審判員の取得に関すること。</p> <p>(4) 審判講習会の開催に関すること。</p> <p><u>(5) その他の事項については競技運営要綱による。</u></p> <p>倫理委員会</p> <p><u>(1) 違反行為者に対する調査等を実施すること。</u></p> <p><u>(2) 処分決定に当っては、十分な論議を行い決定する</u> <u>こと。</u></p> <p>(3) 日本小学生バレーボール連盟へ<u>速やかに報告</u>する こと。</p> <p>(4) その他の事項については倫理規程による。</p> <p>附 則 この規程は、平成14年4月7日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成28年4月5日から施行する。(修正 および改正)</p>
--	--

附 則

この規程は、令和3年4月 日から施行する。(改正)